

特設人権相談所の開設

毎年12月4日(火)から10日(月)までの1週間は『人権週間』となっています。

この週間に、藤里町の下記場所で特設相談所を開設します。

いじめ、登記、家庭内や近隣間のもめ事などの問題、困りごとを抱えている方は、お気軽にご相談ください。

なお、法務局、人権擁護委員はいつでも相談に応じています。

【日時】 12月3日(月) 午前10時～午後3時

【場所】 総合開発センター 1階和室

【地域の人権擁護委員】

- ・村岡 信和 (☎79-1130)
- ・齋藤 満 (☎79-1441)
- ・桂田 強 (☎79-2134)

※相談は無料で秘密は守ります。

【お問い合わせ先】 藤里町町民生活課町民係
☎79-2113 (内線:139)

藤里町防犯指導隊員を
ご紹介します

平成19年10月1日付けで、左記の方に任命されました。

【隊長】

・佐々木 勇 (萱 沢)

【副隊長】

・菊地 信雄 (大 町)

【隊員】

・桐越 智嗣 (粕毛上)

・石田 和久 (湯の沢)

※任期：平成21年9月30日

【お問い合わせ先】

町民生活課 町民係

☎(79) 2113

役場庁舎内での
禁煙にご協力ください

役場庁舎では、これまで事務室のみ禁煙としていましたが、11月1日より事務室のほか会議室等も禁煙となりました。喫煙場所以外でのおたばこは、ご遠慮くださるようお願いいたします。

※喫煙場所は屋外になります。

【お問い合わせ先】

総務課 総務係

☎(79) 2111

秋田県の最低賃金が 改正されました

平成19年10月28日から、
時間額『618円』です。

※最低賃金は臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、最低賃金額以上の賃金を支払わないと、最低賃金法違反で処罰されます。

※最低賃金には、精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、賞与等は含まれないので、これらの手当等を除いた額が最低賃金額以上でなければなりません。

※月給や日給の場合は、時間額に換算して最低賃金額以上でなければなりません。

※特定の産業ごとに定められた産業別最低賃金(非鉄金属製錬業など4産業)が適用される場合は、高い金額の方が適用されます。

※新たに労働者を雇用する場合は、賃金等の労働条件を明示した「労働条件通知書」の交付が必要です。

【お問い合わせ先】

秋田労働局賃金室 ☎018-883-4266

能代労働基準監督署 ☎0185-52-6151

石綿健康管理手帳の 交付要件の改正について

石綿にさらされると、将来肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。このため厚生労働省では、石綿業務に従事した方の離職後の健康管理のため、一定の要件を満たす方に健康管理手帳を交付し、無料で健康診断を行っています。10月1日から健康管理手帳の交付要件として下記の(2)、(3)が新しく追加されました。

交付要件

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること。
- (2) 次の作業に1年以上従事していたこと。(ただし、初めて石綿にばく露した日から10年以上経過していること。)
 - ・石綿の製造作業
 - ・石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - ・石綿の吹付けの作業、または石綿が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取扱う作業に10年以上従事していたこと。

【お問い合わせ先】

秋田労働局安全衛生課 ☎018-862-6683